

2021年5月

お客さま各位

中日信用金庫

## 「普通預金（無利息型普通預金を含む）規定」の一部改定について

平素は、中日信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和3年度税制改正における「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用期間延長等の制度改正に伴い、次のとおり「普通預金（無利息型普通預金を含む）規定」の一部を改定いたしますので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定につきましては、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 改定する規定

普通預金（無利息型普通預金を含む）規定

（《普通預金規定追加規定》教育資金一括贈与専用預金特別約定）

#### 2. 適用日

2021年4月1日から

#### 3. 主な改定内容

- (1) 「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用期間が、2023年3月31日まで2年間延長されます。
- (2) 2021年4月1日以降の贈与について、贈与があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者の方がお亡くなりになった場合には、そのお亡くなりになった日までの年数にかかわらず、同日における残額を相続または遺贈により取得されたものとみなします。

ただし、受贈者の方が、①23歳未満、②学校等に在学、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講されている場合は除きます。

また、上記により、相続等により取得したものとみなされる残額について、贈与者の方の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該残額に対応する相続税額が、相続税額の2割加算の対象となります。

#### 4. 改定後の規定

新しい規定は、[こちら](#)よりご確認くださいませ。

以上